

目黒区インキュベーションオフィス等
利用促進補助金のご案内

令和8年度
(募 集 要 項)

目黒区産業経済部
産業経済・消費生活課中小企業振興係

～ 申請から補助金交付までの流れ ～

- ① 申請書類を提出
令和8年6月1日（月）から令和9年2月26日（金）まで
- ② 交付決定通知
申請から概ね1か月後
- ③ 領収書の提出 3か月毎（年度を跨ぐ場合はこの限りにあらず）
- ④ 実績確定通知
領収書提出後概ね1月以内
- ⑤ 支払い
領収書提出後概ね1月半以内

1 事業の目的

目黒区では、目黒区と、創業者を支援する施設の運営者がネットワークを築き上げ、創業間もない創業者の発展を両者で協働して実効的に支援するため、一定の基準を満たした創業支援施設（以下「インキュベーション施設」という。）の利用について、その利用料の一部を補助します。

この補助事業は、地域社会経済の発展および中小企業の創造的かつ創意工夫に満ちた事業活動を促進することを目的に区内産業の活性化を目指して、新たなビジネスの創出が期待できる創業者を支援し、区内産業振興を図ります。

2 補助対象期間

交付決定通知の翌月から1年間

3 補助限度額及び補助率

① 補助限度額

一つのインキュベーション施設利用に対して、月額2万円又は家賃・使用料の2分の1のいずれか小さい額を予算の範囲内で交付する。

② 補助率

対象と認められた利用料の2分の1（千円未満端数切捨て）

4 補助対象者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（別表1）のうち、次の何れかに該当する法人又は個人

ア 申請時に法人登記から5年経過していない法人

※中小企業基本法上、「会社」に該当する法人のみ

イ 申請時に個人事業の開業の届出から5年経過していない個人

5 申請要件

以下のすべての要件を満たしていること。

- ① 区内において事業活動を行うこと
- ② 必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること
- ③ 補助対象期間終了後も、継続して事業を実施する計画であること
- ④ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、補助対象事業の継続について不確実な状況が存在しないこと
- ⑤ みなし大企業、又は、個人開業医でないこと
- ⑥ 国・都道府県・区市町村等から同一趣旨の補助を受けていないこと
- ⑦ 本補助事業に交付決定され補助金を受給した者による、再度の申請でないこと。（交付決定された個人事業主が、その後法人化し代表を務める場合も再度の申請はできない。）
- ⑧ 個人事業主（事業税課税）は、個人事業税及び住民税の滞納がないこと
- ⑨ 法人は、法人事業税及び法人住民税の滞納がないこと
- ⑩ 区に対する使用料等の債務の支払いが滞っていないこと
- ⑪ 国・都道府県・区市町村等から補助を受け、不正等の事故を起こしていないこと

- ⑫ 目黒区暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等でないこと
- ⑬ 遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、公金の補助先として社会通念上適切ではないと判断される事業でないこと
- ⑭ 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項第2条第23項に規定する認定特定創業支援事業による支援を受けていること。

6 補助対象経費

インキュベーションオフィス等の賃借料及び付属する備品使用料

7 提出先及び申請期間

(1) 提出先窓口

目黒区産業経済部産業経済・消費生活課中小企業振興係
（目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター 1 階）

(2) 提出期間

令和8年6月1日（月）から令和9年2月26日（金）まで

8 利用可能なインキュベーションオフィス

(1) 目黒区指定施設

① 一般社団法人自由が丘コンテンツ・ラボ

目黒区自由が丘1-8-19 メルサⅡ 4F

T E L 03-3718-1113

ウェブサイト <https://contents-lab.org/>

② フナイリバ

目黒区中目黒1-11-18

T E L 03-6824-1727

ウェブサイト <https://funairiba.jp/>

③ 五本木プロジェクト

目黒区五本木2-15-12

T E L 03-3719-1791

T E L 03-3450-3600

ウェブサイト なし

④ work.G0

目黒区碑文谷5-2-5号 T&Aビル 5 階

T E L 050-3033-3907

ウェブサイト <https://www.work-go.jp/>

(2) 目黒区内に所在する東京都認定施設

東京都産業労働局インキュベーション施設運営計画認定事業ウェブサイトで確認

https://www.tokyo-sogyo-net.metro.tokyo.lg.jp/incu_office/nintei/

※各施設との契約については、区では関与しませんので各自でお願いします。

9 申請書

(1) 提出書類（1部）

補助金交付申請書（第1号様式）

(2) 添付書類（各1部）

- ① 法務局の発行する「履歴事項全部証明書（発行後3か月以内）」（個人の場合は住民票（発行後3か月以内）及び開業届の写し）
※開業届に受領印の無い場合は、受領を示すメール通知も提出すること
- ② 直近の事業税（都税）の納税証明書（創業間もなく事業税を課税されない方は、直近の所得税又は住民税の納税証明書）
- ③ 会社案内（社歴書）（個人の場合は経歴書）
- ④ 直近の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し（個人で、青色申告の場合は青色申告決算書及び貸借対照表、白色申告の場合は収支内訳書）
※創業間もなく決算が終了していない方は④は不要です。

10 審査

事業内容の審査は、書類審査により行います。

【審査のポイント】

- ◇ 目黒区内で事業を実施するにあたり適切なスペースが確保できない状況にあるか。
- ◇ 自宅等を本社としているが、さらに効率良く進められる状況にあるか。
- ◇ 目黒区内で事業を展開するに当たり、ネットワークが必要な事業であるか。
- ◇ 区内のスタートアップ事業として成長性が見込まれ、社会貢献度の高い事業であるか。
- ◇ 公序良俗に反する事業ではないか。

11 審査結果の通知

事業内容の審査の結果は、区から申請者あてに「交付決定通知書」または「不交付通知書」により通知します。審査の経過や不交付決定の理由等に関する問い合わせには、一切応じません。補助金対象に決定された事業については、「決定通知書」によって、今年度に補助金の対象となる経費（補助対象経費）とその交付額（補助金交付限度額）を通知します。

12 留意事項

- (1) 決定された内容に同意できない場合は、申請の取り下げをすることになります。取り下げ方法は区の産業経済・消費生活課中小企業振興係へお問い合わせください。
- (2) 偽り、隠匿その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合やこの要項に定める要件を欠いた時等の場合は、交付決定を取り消し、補助金を返還していただく場合があります。
- (3) 補助金は銀行等への振り込みにより支給します。

13 問い合わせ先

目黒区産業経済・消費生活課中小企業振興係 担当 和賀（わが）
住所 〒153-0063 目黒区目黒2-4-36目黒区民センター内
電話 3711-1134

以 上